

平成[ ]日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成[ ]年(ネ)第[ ]号離婚等請求控訴事件(原審・広島家庭裁判所平成[ ]年(家ホ)[ ]号)

口頭弁論終結日 平成[ ]日

判 決

本籍 広島市[ ]

住所 広島市[ ]

控 訴 人 [ ]

同訴訟代理人弁護士

板 根 富 規  
森 友 隆 成

本籍 広島市[ ]

住所 広島市[ ]

被 控 訴 人 [ ]

主 文

1 原判決主文第6項を次のとおり変更する。

- (1) 控訴人において、被控訴人が平成23年9月28日付け金銭消費貸借契約に基づいて[ ]銀行から借り受けた債務を重疊的に引き受けることを条件に、控訴人に対し、被控訴人の有する別紙物件目録記載の不動産を分与する。
- (2) 被控訴人は、控訴人に対し、別紙物件目録記載の不動産について、前項の財産分与を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- (3) 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から3か月を経過する日の属する月の末日限り、別紙

物件目録記載の不動産を明け渡せ。

- (4) 被控訴人は、控訴人に対し、37万円を支払え。
  - (5) 控訴人のその余の離婚慰謝料請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1, 2審を通じて、これを6分し、その1を控訴人の負担とし、その余を被控訴人の負担とする。

### 事実及び理由

#### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決主文第6項を次のとおり変更する。
- 2 控訴人に対し、被控訴人の有する別紙物件目録記載の不動産を分与する。
- 3 被控訴人は、控訴人に対し、別紙物件目録記載の不動産について、前項の財産分与を原因とする所有権移転登記手続をせよ。
- 4 控訴人は、被控訴人に対し、被控訴人が平成23年9月28日付け金銭消費貸借契約に基づいて■■■■銀行から借り受けた債務を重疊的に引き受け、■■■■銀行に対し、その全額を支払え。
- 5 被控訴人は、控訴人に対し、本判決確定の日から3か月を経過する日の属する月の末日限り、別紙物件目録記載の不動産を明け渡せ。
- 6 被控訴人は、控訴人に対し、30万円を支払え。
- 7 控訴人に対し、被控訴人は、原判決別紙2記載の学資保険を分与する。

#### 第2 事案の概要等

##### 1 事案の概要

- (1) 本件は、妻である控訴人（昭和■■■■生）が、夫である被控訴人（昭和■■■■生）に対し、婚姻を継続し難い重大な事由（民法770条1項5号）が存在すると主張して、①離婚すること、②未成年者である長女■■■■（平成■■■■生）、長男■■■■（平成■■■■日生）及び二女■■■■（平成■■■■生）の各親権者を控訴人と指定すること、③養育費として1人当た

り月額3万円の支払、④離婚慰謝料220万円（弁護士費用20万円を含む。）及び遅延損害金の支払、⑤財産分与として、控訴人が別紙物件目録記載の不動産（以下「自宅マンション」という。）の住宅ローンの残債務を重疊的に引き受けた上で、被控訴人から控訴人に対する、(ア)自宅マンションの分与、(イ)その所有権移転登記手続と引渡し、(ウ)現金30万円の支払、(エ)学資保険の分与、⑥年金分割の按分割合を0.5と定めることを求めた事案である。

(2) 原審は、上記①の離婚請求、②の親権者指定の申立て、⑥の年金分割の申立てを認容し、上記③の養育費請求の申立てにつき月額2万円の限度で、上記④の離婚慰謝料請求につき200万円（弁護士費用を含む。）の限度でそれぞれ認容し、上記⑤の財産分与の申立てを却下した。

(3) 控訴人は、財産分与の申立てを却下した部分を不服として本件控訴を提起した（なお、控訴人は、上記③の養育費請求の申立て及び上記④の離婚慰謝料等の請求のうち一部棄却された部分について、不服を申し立てていない。）

## 2 前提事実

原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「1 前提事実」に記載のとおりであるから、これを引用する。

## 3 争点及び当事者の主張

原判決5頁4, 5行目を次のとおり改めるほか、原判決「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の「2 争点及び当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

「住宅ローンの残債務を控訴人が重疊的に引き受けることを前提として、被控訴人から控訴人に対し、自宅マンションの分与、その所有権移転登記手続及びその明渡しを求める。

控訴人は、                    の住宅ローン残高1128万4225円の全額を一括して支払う意思と能力を有するから、夫婦共有財産が債務超過となることを前提として、住宅ローンの残債務をすべて引き受ける。」

### 第3 当裁判所の判断

1 控訴人は、原審が財産分与の申立てを認めなかった点についてのみ不服を申し立てているから、当裁判所は、控訴人の財産分与の申立てについて、判断する（なお、親権者指定、養育費の支払及び年金分割の判断は相当である。）。

2 認定した事実は、原判決5頁19行目から7頁16行目までを引用する。

3 自宅マンションの財産分与について

(1) 夫婦間の財産分与は、夫婦が協力して得た財産について、離婚するに当たり清算する制度であるが、協力して得た財産が債務超過である場合には、通常、清算する必要が認められない。しかし、いわゆる住宅ローンをもって不動産を取得して債務超過になっている場合において、一方当事者が住宅ローンの債務を引き受けて不動産の取得を求め、かつ、住宅ローンの支払能力を有しているときは、これを認めても、他方当事者の負担する清算額を増加させることはなく、不動産という夫婦間の重要な共有財産の離婚後の取得を明確にさせることができるから、財産分与として、住宅ローンを引き受けさせたい不動産を取得させることができる、と解するのが相当である。

(2) 前記認定した事実及び本件証拠によれば、① 被控訴人は、平成15年1月21日に自宅マンションを購入しているが、自宅マンションの購入時に要した費用2238万4500円（計算式  $2090万円 + 148万4500円 = 2238万4500円$ ）のうち、913万4500円は、控訴人がその固有財産により支払った（したがって、その割合41%（計算式  $913万4500円 \div 2238万4500円 = 41\%$ （小数点以下を四捨五入））に相当する持分は控訴人の実質的な財産であり、その余の部分に相当する持分（59%）が実質的な夫婦共有財産となる。）、

② 自宅マンションの現在の価値は1495万円であるから（甲15）、財産分与の対象となる実質的夫婦共有財産の評価額は、882万0500円（計算式  $1495万円 \times 59\% = 882万0500円$ ）である、③ 被控訴人は、自宅マンションの購入費用のうち、控訴人が負担した部分を除く1320万円を住宅金融公庫

から借り入れた、④ 控訴人は、自宅マンションの住宅ローンについて、平成23年9月30日、[REDACTED]に借り換え（債権額1140万円、利率年1.75%、損害金年14%、返済期限平成[REDACTED]日）、別居時の残債務は1128万4225円である（甲4）、⑤ 控訴人は、平成23年10月18日付け相続人間の合意に基づき祖母である[REDACTED]の遺産のうち約1300万円の預金を取得し、さらに、叔母である[REDACTED]との平成24年10月24日付け訴訟上の和解に基づき、代償金として400万円を受領しており、住宅ローンの残債務を支払う資力がある（甲26、27）、との事実が認められる。

(3) 上記(2)で認定したとおり、控訴人は、自宅マンションの約4割の実質的持分を取得しており、住宅ローンの残債務を引き受けたうえで実質的な夫婦共有財産である残りの自宅マンションの持分を取得することを求めており、控訴人には住宅ローン残債務の支払能力があると認められるから、控訴人に住宅ローン残債務を引き受けさせたうえで自宅マンションを財産分与することとする。

そして、財産分与の履行のために控訴人が求める自宅マンションの所有権移転登記と自宅マンションの引渡しを命じるのが相当である。

#### 4 その他財産分与について

(1) 自宅マンションを除く夫婦共有財産は、次のとおりである。

ア 控訴人名義の資産 85万2188円

生命保険（[REDACTED]）の平成24年1月31日の解約返戻金は85万2188円である（甲5、16）。

イ 被控訴人名義の資産

（ア）生命保険（[REDACTED]）分の現金 140万2510円

被控訴人は、平成24年7月5日頃、上記保険契約を解約して、140万2510円の解約返戻金を受領した（甲9、弁論の全趣旨）。

（イ）学資保険（[REDACTED]） 20万3840円

上記学資保険の平成24年1月29日の解約返戻金は20万3840円である

(甲6, 25)。

(2) 自宅マンションを除く夫婦共有財産は、控訴人名義のものが85万2188円、被控訴人名義のものが160万6350円であり、その合計額は245万8538円となる。

そして、寄与の割合を各2分の1として算定することにより、被控訴人から控訴人に37万円(計算式  $245万8538円 \div 2 - 85万2188円 = 37万7081円$ )を分与するのが相当である。

なお、控訴人は、上記の学資保険について、控訴人に分与することを求めるが、これを金銭的に評価して清算することで足りるものと解する。

#### 5 まとめ

以上のとおり、自宅マンションについて、控訴人に住宅ローンの残債務を負担させることを前提として、被控訴人から控訴人に対して自宅マンションを財産分与し、その所有権移転登記手続及び明渡しを被控訴人に命じ、その余の財産について、37万円を被控訴人から控訴人に対して財産分与するのが相当である。

#### 第4 結論

よって、控訴人の請求のうち、財産分与の申立てを却下した原判決は一部不相当であるから、原判決を変更することとし、主文のとおり判決する。

#### 広島高等裁判所第2部

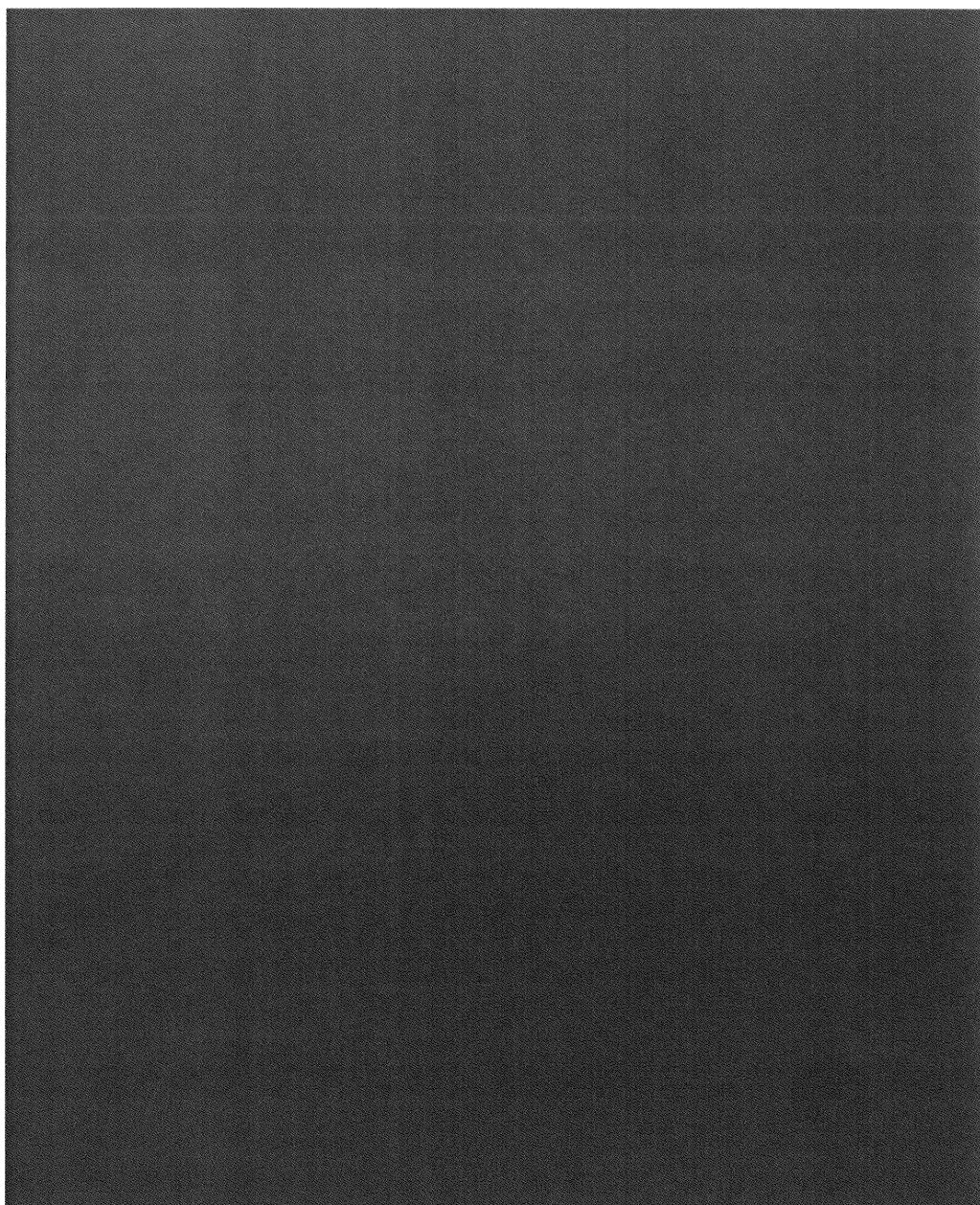
裁判長裁判官                      小        林        正        明

裁判官                              古        賀        輝        郎

裁判官 田 村 政 巳

(別紙)

物 件 目 録





これは正本である。

平成25年9月27日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 寺 畠 大 貴